

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員員数の20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に80/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者受入加算		
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (641単位) 要介護2 (744単位) 要介護3 (967単位) 要介護4 (1,062単位) 要介護5 (1,147単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (669単位) 要介護2 (777単位) 要介護3 (1,010単位) 要介護4 (1,109単位) 要介護5 (1,198単位)												
		c.療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (765単位) 要介護3 (995単位) 要介護4 (1,092単位) 要介護5 (1,180単位)												
		d.療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (745単位) 要介護2 (848単位) 要介護3 (1,071単位) 要介護4 (1,166単位) 要介護5 (1,251単位)												
		e.療養型介護療養施設サービス費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (778単位) 要介護2 (886単位) 要介護3 (1,119単位) 要介護4 (1,218単位) 要介護5 (1,307単位)												
		f.療養型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (766単位) 要介護2 (873単位) 要介護3 (1,102単位) 要介護4 (1,199単位) 要介護5 (1,287単位)												
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (586単位) 要介護2 (689単位) 要介護3 (841単位) 要介護4 (987単位) 要介護5 (1,027単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1 (601単位) 要介護2 (707単位) 要介護3 (862単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,053単位)												
		c.療養型介護療養施設サービス費(iii) <多床室>	要介護1 (691単位) 要介護2 (794単位) 要介護3 (945単位) 要介護4 (1,092単位) 要介護5 (1,131単位)												
		d.療養型介護療養施設サービス費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 (709単位) 要介護2 (814単位) 要介護3 (969単位) 要介護4 (1,119単位) 要介護5 (1,159単位)												
		(三) 療養型介護療養施設サービス費(III) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (564単位) 要介護2 (670単位) 要介護3 (813単位) 要介護4 (962単位) 要介護5 (1,001単位)											
			b.療養型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (670単位) 要介護2 (775単位) 要介護3 (919単位) 要介護4 (1,068単位) 要介護5 (1,107単位)											
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (754単位) 要介護2 (897単位) 要介護3 (983単位) 要介護4 (1,070単位) 要介護5 (1,157単位)												
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (860単位) 要介護2 (1,002単位) 要介護3 (1,089単位) 要介護4 (1,175単位) 要介護5 (1,262単位)												
		a.療養型経過型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (754単位) 要介護2 (857単位) 要介護3 (944単位) 要介護4 (1,030単位) 要介護5 (1,117単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II) 看護<8:1> 介護<4:1>	b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (860単位) 要介護2 (962単位) 要介護3 (1,048単位) 要介護4 (1,136単位) 要介護5 (1,223単位)												
		(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (1,093単位) 要介護4 (1,188単位) 要介護5 (1,273単位)											
			(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3 (1,136単位) 要介護4 (1,235単位) 要介護5 (1,324単位)											
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (891単位) 要介護3 (1,121単位) 要介護4 (1,218単位) 要介護5 (1,306単位)														
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV) <ユニット型準個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (1,093単位) 要介護4 (1,188単位) 要介護5 (1,273単位)														
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3 (1,136単位) 要介護4 (1,235単位) 要介護5 (1,324単位)														
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (891単位) 要介護3 (1,121単位) 要介護4 (1,218単位) 要介護5 (1,306単位)														
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (1,006単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,176単位)													
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (1,006単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,176単位)													

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)	